

UP

長崎
島原
3
2020

Line up

- 1面 新型コロナへの対応策を
- 2-3面 令和2年度 税制改正大綱(法人課税編)
- 4面 セミナーご案内・税務カレンダー
- 特別編1面 RPAを活用して、業務効率化を進めませんか?
- 特別編2面 長崎いきいきサークルセミナー @市民会館
第11回ランチ会!

例年2月から3月にかけては確定申告の時期で、会計事務所は一年で一番の繁忙期ですが、お陰様で無事に乗り切ることができそうです。クライアントの皆様にも、資料の早期回収などでご協力をいただき、ありがとうございました。

新型コロナへの対応策を

例年、確定申告の時期はインフルエンザの時期でもあります。昨年は2月に社内でインフルエンザが大流行して大変でした。そこで弊社では、感染防止のために予防接種や手洗いの推奨、社員へのマスクの配布などを行っています。しかし、今年は新型コロナウイルスによる肺炎、いわゆる新型コロナが猛威を振るっているため、マスクが入手できないなどの影響がありました。とはいえ、各人が新型コロナを警戒して感染対策を取っていたためか、今年は社内のインフルエンザ罹患者は非常に少なかったです。新型コロナもインフルエンザも日頃の対策(特に手洗いが有効だそうです)を徹底することが大事ですね。

長崎でも、2月まで開催されたランタンフェスティバルの集客がこの20年間で最低となり、クルーズ船の入港がキャンセルになるなど、様々な影響が出ています。ここまで拡大すると新型コロナの撲滅は難しいように思います。今後はインフルエンザと同様、上手く付き合っていかなければならない病気になるのかもしれません。

今回の新型コロナの流行を受けて、ソニーなど一部の大企業は災害時等に備えた事業継続計画(Business Continuity Plan:BCP)を発動しました。具体的には、原材料や部品の調達状況や在庫状況の確認、代替手段の検討、といった対応を始めているそうです。中国から部品を輸入しているメーカーは、サプライチェーン

が寸断され製造がストップするという直接的な影響があるので、早い段階で動いていますね。

この原稿は2月中旬に書いていますが、現時点で新型コロナの国内流行は避けられないように思います。BCPのような「その時」の対応計画を準備したほうが良いかもしれません。スタッフに罹患者が出た場合の対応、休業に踏み切る判断基準、出張や営業回りなどに規制をするか等々、判断を迫られる状況は色々想定されます。予め対応を決めておけば、実際に直面した際に落ち着いて対応できると思います。弊社は原稿執筆時現在、インフルエンザ用のルールを準用し、海外渡航者や罹患者及び関係者との接触などがあった場合は会社に申し出て、新型コロナの感染リスクがあると判断されれば12.5日の在宅勤務、というルールを決めています。今後の流行次第で追加していくことになると思います。

新型コロナの影響がどこまで広がるか予測が付きませんが、7月のオリンピック開幕までには沈静化して欲しいものです。皆様も、体調には十分にご留意ください。



長崎オフィス 所長
内田 佳伯

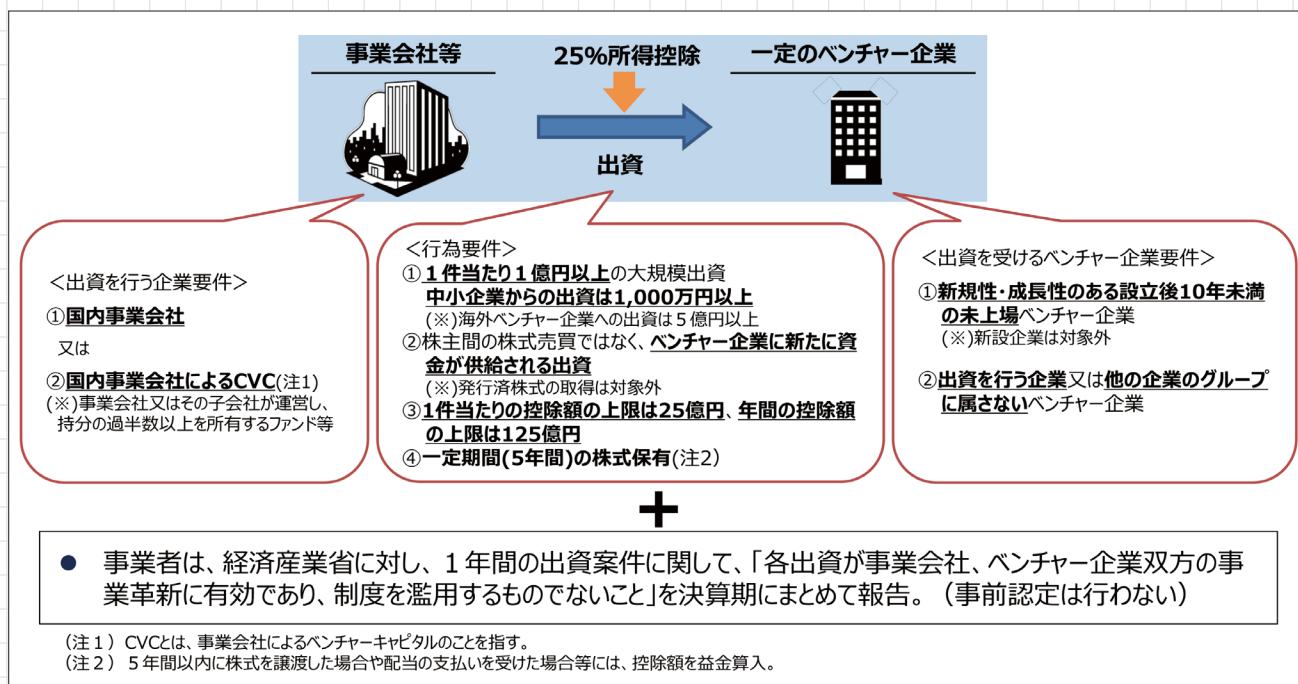
令和2年度 税制改正大綱(法人課税編)

先月に引き続き税制改正大綱の内容について、今月は法人課税編をお伝えします。

1. オープンイノベーションに係る措置

事業会社から一定のベンチャー企業に対する出資について、その25%相当額の所得控除ができる措置が創設されました。

その際、一定期間(5年)内に、出資した株式を売却した場合には、対応する部分の金額を益金に算入する仕組みとなりました。



(出典：経済産業省資料)

2. 5G 導入促進税制

超高速・大容量通信を実現する全国 5G 基地局の前倒し整備及びローカル 5G の整備に係る一定の投資について、税額控除又は特別償却ができる措置が創設されました。

工場や建設現場・農業でのIT活用などにおいて、送受信設備や通信モジュールの設置などが想定されているようです。

3. 連結納税制度の見直し

連結納税制度について、企業グループ全体を一つの納税単位とする現行制度に代えて、企業グループ内の各法人を納税単位としつつ、損益通算等の調整を行う仕組みとなりました(グループ通算制度への移行)。

(⇒ 3 面へ続く)

令和2年度 税制改正大綱(法人課税編)

長崎オフィス 税務相談室

主査 福田 敏夫

(← 2 面より続き)

4. 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の見直し

手続きの抜本的な簡素化・迅速化を図るほか、税額控除割合が現行の3割から6割へ引き上げられた上で、5年延長されました。

（参考）地方創生応援税制の概要

- ・ 企業が自治体へ寄付をすることにより税負担が軽減される制度です。
- ・ 個人と違い寄付先から経済的利益を受取ることは禁止されています。
- ・ 寄付金の下限は10万円となっています。

5. 交際費等の損金不算入制度の延長等

制度の適用期限が2年延長され、令和4年3月31日までとなりました。

接待飲食費の50%の損金算入の特例及び中小法人の定額控除限度額（年800万円）までの損金算入の特例の適用期限も2年延長（令和4年3月31日まで）されました。

接待飲食費の損金算入の特例の対象法人から、資本金の額等が100億円を超える法人が除外されました。

6. 少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例の延長等

中小企業者等が少額減価償却資産（取得価格30万円未満の減価償却資産）を取得した場合に、一事業年度1年当たり300万円まで取得価格の全額を損金算入することができる特例の適用期限が2年延長（令和4年3月31日まで）されました。

ただし、対象法人から連結法人は除外されます。

対象法人の要件のうち常時使用する従業員の数の要件を1,000人以下から500人以下へ引き下げられました。

※青文字は減税対象、赤文字は増税対象

今年度の法人課税に対する税制改正は皆様が直接増税となるものは少なく、期間延長など減税に繋がる改正が多かったようです。

自社に当てはまる事項がないか、弊社担当者でご確認をお願い致します。



2020.3

2020.4

UP 3
2020

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
★1 29	30	31	1	2	3	4
		★1				

日	月	火	水	木	金	土
29	30	31	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	★2 23	24	25
26	27	28	29	30	1	2

セミナーのご案内

株式会社 内田会計事務所 主催

医療経営セミナー ★1

テーマ

「2020年診療報酬改定の最新情報を解説」

日時

令和2年3月22日(日) 13:30～16:30

場所

長崎県総合福祉センター 講座室
(長崎市茂里町3-24)

講師

酒井 麻由美 先生(株式会社リンクアップラボ 代表取締役医療経営コンサルタント)

受講料

5,000円(税込) (アップパートナーズグループのお客様は資料代1,000円(税込))

定員

50名

【税務calendar】

▶ 7月決算法人の中間申告

【申告期限】3月31日 ★1

▶ 1月決算法人の確定申告、消費税の確定申告

【申告期限】3月31日 ★1

▶ 確定申告税額の延納の届出書の提出
(延納期間中は利子税がかかります。)

【申請期限】4月16日 ★2【延納期限】6月1日

▶ 個人事業者の31年分の消費税・地方消費税の確定申告
(通常は所得税の申告期限に合わせます。)

【申告期限】4月16日 ★2【納期限】4月16日 ★2 (振替納税日:3月2日現在 振替日未定)

▶ 前年分所得税の確定申告 ★2 —

【申告期限】2月17日～4月16日

【納期限】4月16日 ★2 (振替納税日:3月2日現在 振替日未定)

▶ 個人の青色申告の承認申請

【申請期限】4月16日 ★2 (1月16日以降新規業務開始の場合は、その業務開始日から2ヶ月以内)

▶ 前年分贈与税の申告 ★2 —

【申告期間】2月3日～4月16日

(※) 振替納税の利用により納税資金準備のための時間を確保することはできますが、金融機関口座の残高など資金管理にはご注意ください。

申告期限延長に伴い、振替納税日も延長となります。詳細については現時点では未定となっておりますので、4月号で詳細について掲載させていただきます。

アップパートナーズグループのご案内

■ 税理士法人 アップパートナーズ

【福岡本部】 〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-6-1 九筋筑紫通ビル 9 階
TEL: 092-403-5544 FAX: 092-403-6320

■ 株式会社 内田会計事務所

【長崎オフィス】 〒852-8008 長崎県長崎市曙町 4 番 9 号
TEL: 095-861-2054 TEL: 095-861-2064 (業務時間外) FAX: 095-862-8885

■ 一般社団法人 相続手続支援センター

【島原オフィス】 〒855-0802 長崎県島原市弁天町 2 丁目 7396-4 サムティ島原ビル 2 階
TEL: 0957-62-0555 FAX: 0957-62-0556

■ 一般社団法人 昇継

【佐賀中央オフィス】 〒849-0937 佐賀県佐賀市鍋島 2-2-9
TEL: 0952-33-7501 FAX: 0952-33-7511

■ 社会保険労務士法人 かぜよみ(福岡・佐賀)

【佐賀伊万里オフィス】 〒848-0035 佐賀県伊万里市二里町大里乙 1766-4
TEL: 0955-23-6712 FAX: 0955-22-2783

■ 株式会社 SOTコンサルティング(福岡・佐賀)

【佐世保オフィス】 〒857-0862 長崎県佐世保市白南風町 1-13JR 九州佐世保ビル 2 階
TEL: 0956-76-8189 FAX: 0956-76-8199

■ 株式会社 forte ONE

【北九州オフィス】 〒802-0006 福岡県北九州市小倉北区魚町 1 丁目 4-21
TEL: 093-512-3555 FAX: 093-512-0022

■ 司法書士法人ハートトラスト

お問い合わせ・ご相談はこちらまで



info@upp.or.jp



http://www.upp.or.jp

UPP

検索